

江府町告示第56号

令和5年9月4日

江府町長 白石 祐 治

第7回江府町議会9月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和5年9月12日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

加 藤 周 二

芦 立 喜 男

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

三 輪 英 男

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

三 好 晋 也

○応招しなかった議員

な し

第7回江府町議会9月定例会会議録（第1日）

令和5年9月12日（火曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第4号 令和4年度決算に係る財政の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について
- 日程第5 報告第5号 令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書の一部訂正について
- 日程第6 報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について（江府町旧老人福祉センター屋根改修工事契約変更）
- 日程第7 議案第75号 江府町地域交流拠点施設整備事業基本契約の変更契約締結について
- 日程第8 議案第76号 江府町地域交流拠点施設整備事業工事請負契約の変更契約締結について
- 日程第9 議案第77号 令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第78号 江尾診療所超音波診断装置導入業務契約の締結について
- 日程第11 議案第79号 令和4年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第80号 令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第81号 令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第82号 令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第83号 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第84号 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第85号 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算

認定について

- 日程第18 議案第86号 令和4年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第87号 令和4年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議案第88号 令和4年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第89号 令和4年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第90号 令和4年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第91号 令和4年度江府町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 議案第92号 令和4年度江府町下水道等事業会計歳入歳出決算認定について
(決算監査の報告・代表監査委員)
- 日程第25 特別委員会の設置及び付託について
- 日程第26 議案第93号 江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第94号 佐川地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第95号 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第96号 江府町印鑑条例の一部改正について
- 日程第30 議案第97号 江府町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第31 議案第98号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第32 議案第99号 佐川地域交流拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第100号 令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第34 議案第101号 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第35 議案第102号 令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第2号)
- 日程第36 議案第103号 令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)

- 日程第37 議案第 104号 令和 5 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第38 議案第 105号 令和 5 年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第39 議案第 106号 令和 5 年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第40 議案第 107号 令和 5 年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第41 議案第 108号 令和 5 年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第42 議案第 109号 令和 5 年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第43 議案第 110号 令和 5 年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第44 議案第 111号 令和 5 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第45 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 9 名）

1 番 加 藤 周 二	2 番 芦 立 喜 男	3 番 森 田 哲 也
4 番 川 端 登志一	5 番 阿 部 朝 親	6 番 三 輪 英 男
7 番 長 岡 邦 一	8 番 川 端 雄 勇	9 番 三 好 晋 也

欠席議員（なし）

欠 員（ 1 名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松 井 英 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石 祐 治	副町長	八 幡 徳 弘
教育長	富 田 敦 司	総務課長	生 田 志 保
住民生活課長	松 原 順 二	産業建設課長	末 次 義 晃
教育課長	谷 田 孝 之	会計管理者	藤 原 靖
代表監査委員	岡 田 雄 成		

午前10時00分開会

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は9名です。

地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、令和5年第7回江府町議会9月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好 晋也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番、長岡邦一議員、8番、川端雄勇議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三好 晋也君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長から答申を受けたので、おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月27日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三好 晋也君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長報告を行います。

6月議会以降の議会活動については、タブレットに配信いたしました報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことをご了承願います。

また、監査委員から、各月の例月出納検査の結果報告書が議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 行政報告をさせていただきます。項目がたくさんありますので、ちょっと選択してご説明を申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。2ページの下のところ、保育園らしくない保育園コンセプト検討状況ということを書いてございます。これは、今の佐川地区に住宅地とか商業施設とかを建設中でありましてけれども、その続きの所に新しいタイプの保育園が出来ないだろうかということでコンセプトを検討しているところでございます。以前にも説明させていただいたかもしれませんが、外部から人材を招きましてプロジェクトチームと一緒にミーティングを行っております。そして、町民の方も何回かワークショップを開いた中に参画いただきまして、今、中身を固めているところでございます。先進地にも行きまして、いろいろと今までになかったようなタイプの保育園らしくない保育園というものが一体どんなものになるのか、これから創り上げていこうというところでございます。

3ページをお願いいたします。一番上に集落座談会というのがございます。半の上集落さんに関しては、二つ挙げておりますが、最初のはいつも行っておられる集落に出かけて行ったものでございますが、下のほうの町の提示テーマということで防災関係、空き家関係について、町のほうがテーマを指定して希望される集落に出向いてご説明をさせていただいているものでございます。今回も半の上さん以外にもいくつかの集落からご希望が出ておりますので、今後も出かけさせていただいて、今回特に江尾でああいう火事があったものですから、いい機会ですので声を掛けていただいで説明をさせていただければなというふうに考えているところでございます。

続きまして、選挙管理委員会ですが、これにつきましては、先程全協で説明をしたところでございます。一番下のところですが、組織風土改善プランプロジェクトということを書いてござい

ます。これは、エンゲージメントといって、いわゆる組織とそこに属する職員、構成員との関係がいい関係であると、物凄い能力というか成果を発揮できるということで、民間のリンクアンドモチベーションという会社に委託して、今、これを進めているところでございます。管理職そして若手職員それぞれにグループを作って私と副町長と一緒に意見交換を行っているところでございます。その辺りを通じていくことによって江府町役場のエンゲージメントを高めていきたいなということを今行っているところでございます。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。一番下のところなんですけれども、奥大山自然塾5月6日に開講いたしましたけれども、学びの状況ということで今までの実績を挙げています。これ4ページと次の5ページもでございます。5ページを見ていただきますと、合計で417名の方が今受けられていまして結構評判がよろしいです。と言いますのは、来られるお客様のニーズに合わせたような形で時間であるとか内容であるとか調整をしながら行っているということで、初期段階としては結構成功しているのかなというふうに思っております。今後、これをどういうふうに展開していくかは、そういうものを見ながらやっていきたいなというふうに考えております。5ページ目の下です、これは毎回ご報告いたしておりますけれども、ふるさと納税の状況でございます。8月末現在で1億7,761万5,000円ということでございますが、昨年度が1億3,642万6,000円ということで大体30%アップでございます。件数は書いてございませんが、1万1,439件で昨年度が8,368件ということで、件数は36%ほどアップしているところでございます。順調にいけば今年度も昨年と劣らず結構いただけるのかなというふうに考えております。

続きまして、この次のページでございます。6ページでございますが、佐川の団地につきましては、先程、家賃補助に関して全協で説明をさせていただいたところですのでちょっと飛ばします。

7ページでございます。上のほうに風力発電計画の現状を聴く会ということで、8月27日にこの場所で開催をいたしました。当初は、江府町の方だけを対象にしようということでやっていたんですけども、ちょっと他の町のほうからも来られて、当初40名想定が80名くらいになったということでございます。実際やってみて今どういう状況かということがよく分かりましたし、ちょっと今確認しますと、令和6年度中に準備書、環境影響評価の準備書というものが県のほうに提出されるということでございます。それが提出されると今度は町のほうの意見照会が来ます。ですので、またそこで準備書が出ると最終的にどの場所に風車が立つのかとか、具体的な計画が見えてまいりますので、それを見て最終的な決定というか町としての意見を出すという形になる

と思います。またこれについては公告縦覧という形で住民の皆さんにもご意見を伺うような機会
はございます。

続きまして、次のページはちょっとだけ一番下の三町衛生施設組合の定例会が開かれまして出
席された議員さんもおられると思いますが、私がここの管理者になって初めて一般質問がなされ
たということだけちょっと申し上げます。ということでちょっと緊張感がございました。

続きまして、その次のページでございますが、8月20日に吹奏楽コンクールで中国大会出場
ということでまたまた奥大山江府学園が県大会で金賞を取って中国大会も出場したということで、
とってもいい状況が続いておりますので是非また来年も頑張ってくださいと思います。出来
れば中国大会でもいい成績を挙げて取っていただきたいなというふうに期待をするところでござ
います。

最後のページなんですけれども、真ん中あたりに社会体育でねりんピックの話が出ておりま
す。実行委員会の開催をいたしましたけれども、本番は2024年令和6年の10月19日から
22日でございます。大体600人近く人が、バウンドテニス江府町の会場でございますので、
そこの総合運動公園の体育館のほうに集まられるということでございます。ちなみに、今年の1
0月22日にはリハーサル大会ということでこの現地のほうで行われる予定でございます。最後、
7月25日のあらゆる差別をなくする審議会ですが、先程報告がございましたけれども、江府町
人権文化センターの建設を先程全協で報告したとおり進めるということで話し合われたところ
でございます。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第4号 から 日程第6 報告第6号

○議長（三好 晋也君） 日程第4、報告第4号、令和4年度決算に係る財政の健全化判断比率及
び公営企業会計の資金不足比率についてから、日程第6、報告第6号、議会の委任による専決処
分の報告について 江府町旧老人福祉センター屋根改修工事契約変更の以上3件を議題とします。

町長から報告をお願いします。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 報告第4号でございます。令和4年度決算に係る財政の健全化判断比率
及び公営企業会計の資金不足比率についてでございます。本報告、財政の健全化判断比率及び公
営企業会計の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第
1項及び第22条第1項の規定により、本年7月25日から8月17日にかけて監査委員に審査

いただいた、別冊の審査意見書を付して議会に報告いたすものでございます。

続きまして、報告第5号でございます。令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書の一部訂正についてでございます。本報告は、令和5年6月定例議会におきまして、報告いたしました、令和4年度から本年度に繰り越して実施する事業につきまして一部訂正するものでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第6号でございます。議会の委任による専決処分の報告についてでございます。江府町旧老人福祉センター屋根改修工事契約変更でございます。本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、江府町旧老人福祉センター屋根改修工事の契約変更について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。なお、報告第4号から第6号の内容の詳細につきましては、担当から説明をさせますのでお聴き取りをいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。報告第4号と第5号について続けてご説明させていただきます。まず、報告第4号、令和4年度決算に係る財政の健全化及び公営企業会計の資金不足比率についてをご説明いたします。議案綴りをご覧くださいまして、1枚めくっていただきますと、健全化判断比率報告書、公営企業会計資金不足比率報告書、二つの表を並べております。まず、上の表ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率ですが、一般会計その他会計とも実質の赤字は生じておりませんので空欄といたしております。下の二つですが、まず、下から二つ目の実質公債費比率ですが、これは年間収入に対して借金の返済がどれくらいあるかという割合とお考えください。これが13.9%でございます。早期健全化比率は25%ですので、まだまだありますけれども、今後、庁舎建設の償還が開始になるなど継続して注意が必要な数値というふうにお考えいただければと思います。その下、将来負担比率ですが、年間収入に対しまして借金の総額がどれくらいあるかという数値とお考えください。81.1%となっております。かなり年間収入に近い額の借金の残高があるというふうにご理解いただければと思います。こちらにつきましては前年と同じ数値でございます。ふるさと応援基金が好調な状況が続いておりますのでルール上ふるさと応援基金も借金に充当可能なものとみなされるため、このような数値になっておりますけれども、将来に渡って注意が必要と考えているところでございます。それから、下の公営企業会計資金不足比率ですが、これは数値を生じておりませんので空欄といたしております。詳しくは、決算審査におきまして詳細説明をさせていただきます。

きたいと思います。以上ご報告といたします。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） すみません、続けて言うって言ってしまいました、申し訳ありません。報告第5号、令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書の一部訂正についてご説明いたします。議案綴り2ページ目をお願いいたします。6月定例議会におきまして、一番上の再生可能エネルギー導入可能性調査の委託料から長寿命化修繕計画トンネルというところまでの15事業について報告をいたしておりましたが、江府消防署の移転事業について報告の遺漏が判明いたしました。内容は、測量設計業務で計算書の一部訂正を報告するものでございます。大変申し訳ありませんでした。説明は以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼しました。報告第6号について説明させていただきます。こちらにつきましては、報告第6号のかがみの次の専決処分書のほうをご覧いただければと思います。今回、専決処分させていただきましたのは、旧老人福祉センター屋根改修工事に係る建設工事の請負契約の締結についてでございます。こちらにつきまして、契約金額を5,918万円から6,005万1,200円に変更させていただいたものでございます。こちらにつきましては、8月21日に専決処分させていただいております。この工事請負契約を変更した理由についてでございますが、屋根改修工事を施工中の際、足場を設置した際に外壁に複数亀裂が判明しまして、こちらについてはやはり、足場を設置しているときに修繕をしたほうが効果的ということで修繕を追加したものでございます。増額は87万1,200円の増額でございます。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） これより3件の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

以上、本件の報告は終了いたします。

日程第7 議案第75号 から 日程第8 議案第76号

○議長（三好 晋也君） 日程第7、議案第75号、江府町地域交流拠点施設整備事業基本契約の変更契約締結についてから、日程第8、議案第76号、江府町地域交流拠点施設整備事業工事請

負契約の変更契約締結についての2議案を一括議題とします。

本案の審議を先議いたします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第117条の規定によって、川端雄勇君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

(川端雄勇議員退場)

午前10時18分休憩

午前10時18分再開

○議長(三好 晋也君) 再開します。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長(白石 祐治君) 議案第75号でございます。江府町地域交流拠点施設整備事業基本契約の変更契約締結についてでございます。本案は、江府町地域交流拠点施設整備事業にあたり、当初の基本契約額に変更が生じたため変更契約を締結いたすものでございます。

続きまして、議案第76号でございます。江府町地域交流拠点施設整備事業工事請負契約の変更契約締結についてでございます。本案は、江府町地域交流拠点施設整備事業工事にあたり当初の契約額に変更が生じたため、変更契約を締結いたすものでございます。以上2議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでありますが、いずれも事業の円滑な進捗を図るため先議いただきますようお願いいたします。なお、議案の詳細につきましては担当から説明させますのでお聴き取りの上ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(三好 晋也君) 松原課長。

○住民生活課長(松原 順二君) 失礼いたします。議案第75号について説明させていただきます。議案綴りのかがみ議案第75号の次のページをおはぐりいただければと思います。契約の目的、江府町地域交流拠点施設の整備、設計管理、工事請負及び30年間の維持管理運営の総括的な基本契約についてでございます。この度の変更は、契約の金額を変更前、一金、2億6,026万6,600円から変更後の2億8,254万500円、2,227万3,900円の増額の契約でございます。契約の相手方、代表事業者、株式会社合人社計画研究所。構成事業者につきましては、4者でございます。株式会社あおい総合設計、大松建設株式会社、こおげ建設株式会

社、株式会社かわばたの以上の4者でございます。今回の増高につきましては、8月7日の臨時議会で一部施設の変更についてということで、コミュニティショップに隣接します店舗を増工したものに伴うものでございます。以上でございます。

続けて、議案第76号について説明させていただきます。こちらにつきましても、議案第76号のかがみの次のページをご覧くださいと思います。契約の目的、江府町地域交流拠点施設の工事請負についてでございます。契約の金額、変更前2億841万7,000円から、変更後2億2,881万6,500円に増嵩するものでございます。こちらにつきましては、2,399万500円の増額でございます。契約の相手方につきましては、建設工事請負契約についてにつきましては、大松建設・こおげ建設・かわばた特定建設工事共同企業体、代表企業といたしまして、大松建設株式会社、構成企業としまして2者、こおげ建設株式会社、株式会社かわばたの以上でございます。こちらにつきましては、先程の基本契約で増工しました部分の工事請負契約についての変更に伴うものでございます。設計につきましては、金額が議会の議決を要するものではございませんので、今回の議案には計上させていただいておりません。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） これから議案に対する質疑を行います。

質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行します。

日程第7、議案第75号、江府町地域交流拠点施設整備事業基本契約の変更契約締結についてに対する質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第75号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第76号、江府町地域交流拠点施設整備事業工事請負契約の変更契約締結についてに対する質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第76号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

.....
(川端雄勇議員着席)
.....

午前10時24分再開

日程第9 議案第77号

○議長（三好 晋也君） 再開します。

日程第9、議案第77号、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第5号）を議題とし、本案の審議を先議いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第77号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第5号）でございます。本案は、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ7,249万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億4,553万7,000円といたすものでございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございますが、人権文化センター建設工事の早期着手に向け、先議いただきたくお願いいたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当よりご説明させていただきますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第77号、一般会計補正予算（第5号）についてご説明をいたします。議案綴りをご覧になっていただきたいと思います。まず、歳入です。7ページのほうをご覧ください、繰越金9万5,000円、集会所施設整備事業債7,240万円でございます。続いて、歳出について8ページをご覧ください、集会所費で報償費5,000円ですが、こちらに関しましては、新築する人権文化センターの愛称を募集する、この優秀作品への報償品に係るものでございます。同じく、工事請負費、現在の本町五丁目集会所を解体する工事費が1,925万円。又、人権文化センター建築工事費が5,324万円でございます。議案書の3ページに戻っていただきまして、債務負担行為補正でございます、江府町人権文化センター建設事業費につきまして、限度額を1億3,593万8,000円に増額変更するものです。最後に地方債の補正です、議案綴りの4ページをご覧ください。過疎対策事業債につきまして、限度額3億4,270万円を4億1,510万円に増額するものでございます。議案第77号、一般会計補正予算（第5号）の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） これより議案に対する質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第77号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第78号

○議長（三好 晋也君） 日程第10、議案第78号、江尾診療所超音波診断装置導入業務契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 7 8 号でございます。江尾診療所超音波診断装置導入業務契約の締結についてでございます。本案は、江尾診療所超音波診断装置導入のため、宮野医療器株式会社米子営業所と契約の締結をいたすものでございます。地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当より説明させますのでお聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第 7 8 号について説明させていただきます。議案書のががみを 1 枚おはぐりいただければと思います。契約の目的、江尾診療所超音波画像診断装置導入業務。契約の方法、一般競争入札。契約金額 9 3 5 万円でございます。消費税につきましては 8 5 万円でございます。契約の相手方、米子市流通町 1 5 8 - 1 9、宮野医療器株式会社米子営業所でございます。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） これより議案に対する質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第 1 1 議案第 7 9 号 から 日程第 2 4 議案第 9 2 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 1 1、議案第 7 9 号、令和 4 年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 2 4、議案第 9 2 号、令和 4 年度江府町下水道等事業会計歳入歳出決算認定についてまで、以上 1 4 議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 7 9 号から 9 2 号までの 1 4 議案につきましては、それぞれ令和 4 年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算認定についてでございます。令和 4 年度の各会計予算の執行にあたりましては、住民サービス向上と適正で安定した財政運営に向け鋭意努力をいたしたところでございます。行財政運営に格別なご指導をいただきました議員の皆様、ご理解ご協力をいただきました町民の皆様の本議会を通じまして、改めて敬意と感謝を申し上げます。さて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく本町の財政健全化比率につきましては、実質公債費比率は、前年と比較し微増。将来負担比率は、前年と同じ値でございました。今後、庁舎建設に係る起債償還等を考慮いたしますと、引き続き厳し

い状況であることに変わりはありません。近年の本町の予算の特徴といたしまして、ふるさと納税による収入がございます。これにより子育て支援、教育など未来への投資を始め、特色ある事業を展開することが可能となっているところでございます。しかしながら、一方で今後、道路、上下水道など老朽化した社会インフラなどの維持、改修など大きな課題もございます。なお、一層の財政健全化に努め町民の皆様の信頼と付託に応える行財政運営に取り組む固い決意をいたしているところでございます。先般、地方自治法第233条第2項の規定により、各会計それぞれの決算を監査委員に審査いただきました。地方自治法第233条第3項及び第96条第1項第3号並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊の審査意見書とともに主要施策の成果と実績を付してここに提案いたすものでございます。ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 次に、財政健全化に関する審査と決算監査の報告を求めます。

代表監査委員 岡田雄成君。

○代表監査委員（岡田 雄成君） 失礼をいたします。今年の決算審査を7月25日とから8月17日までの8日間、長岡委員とで実施いたしました。

令和4年度各会計歳入歳出決算書、同主要施策の成果と事業実績について、更に実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、誤りのないものと認めました。また予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められたので、ここに報告いたします。

令和4年度歳入歳出決算審査意見書の33ページをご覧ください。

6. 総 括

(1) 令和4年度一般会計の決算の状況は、歳入総額48億5,036万7,000円。歳出総額45億3,248万5,000円で、歳入歳出差引額3億1,788万2,000円である。この内3,460万1,000円が繰越明許費繰越額で、実質収支額は2億8,328万1,000円である。

続いて、(2)をご覧ください。

(2) 財政状況を示す指標をみると、令和4年度の経常収支比率は、前年度に比べて15ポイント増加の95.9%になっている。令和4年度実質公債費比率(3カ年平均)が13.9%と前年度より0.4ポイント増加している。(早期健全化基準25%以下)将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す令和4年度将来負担比率は81.1%と前年度と同様であった。(早期健全化基準350%以下)このように、財政状況は指標的には早期健全化基準以下であるが、ただ経

常収支比率だけが異常に高くなっているため、今後の経過に注意が必要である。

(3) 令和5年7月31日現在、人口2,564人、世帯数999世帯と減少傾向が止まらない現状である。令和3年に策定の江府町移住促進住宅等整備構想で、暮らし、居場所、買い物環境の向上を基本コンセプトに、佐川地区の拠点施設についてPPP（官民連携）手法を採用し、DBO方式で作り出そうとしている。マイホームタウン笑顔生まれる佐川のくらしの方針で、令和4年度決算は、昭和の遺物パチンコ店跡地の購入や建物解体造成工事等で1億2,426万円であった。

(4) ふるさと納税は、令和3年度寄付額4億7,975万9,000円に対し、令和4年度の実績は、寄付額が5億8,694万1,000円（前年比約+122%）で、この寄付を集めるために令和4年度は2億8,976万3,000円（経費率は約49%）の経費を支出した。なお、差し引きした残りの約51%が町の基金（自主財源）となっている。

(5) サイクルツーリズム推進にむけて、電動アシスト付きの自転車を整備された。購入台数は、5台で219万円の支出である。これは、江府町商工会へ無償貸出とし、レンタルサイクル事業を実施していただくものである。

7. 留意事項

(1) 徴収業務において担当職員の努力はみられる。なお一層、町税、国民健康保険税、上下水道料等の未収金について公平性を図りながら徴収に努力されたい。

(2) 佐川地区の拠点施設整備について、これはある意味、江府町の人口減少に対し、命運をかけた事業である。今現在、着々と姿を現してきており、江府町の新しい未来に期待するとともに成功を祈念したい。

(3) ふるさと納税については、寄付者数も過去最高を更新し、29,108件で交流人口の増加等に貢献している。この寄付者の方々の気持ちをくみ取り、町のために活用していただきたい。江府町の自然景観等の魅力を更に伝え、これからも大きく躍進していくことを期待したい。

(4) レンタルサイクル事業では、ルートとして道の駅奥大山を出発して町内中腹を横断一周するコースや大山南壁の絶景ポイント鍵掛峠展望台を目指すコース。また、町内の最高地点、休暇村奥大山を軸に巡るコース等があり、町内の絶景コースを満喫できるよい機会である。この事業を成功させるには、県と町、商工会の意思の疎通が必要と思われる。事業を通じて江府町奥大山地域の周辺施設、景観等をPRされたい。

(5) 先日、江尾十七夜を目前にして大規模な火災が発生した。江尾新町二丁目の周辺で合わせて13棟、延べ2,460㎡が焼損し、内4棟が空き家で幸い大きなけが人は無かった。これを

受けて江府町議会臨時会が開かれ、焼損建物の解体撤去費や被災者への見舞金3,500万円を計上した令和5年度補正予算が原案通り可決された。このように、電光石火の町側の対応は、被災者にとって心の拠り所になると思われ、周辺地域の住民も心強く感じていると思う。地球温暖化の影響で次第にこのような火災も増えてくると予想される。明日は何が起こるか分からない今日、私たち自身、用意周到を心がけたいものである。引き続き、町民生活の安全安心の確保を目指して努力されることを要望する。その他詳細につきましては、決算審査の意見書をご覧ください。以上で監査委員の総括意見とさせていただきます。

○議長（三好 晋也君） 提案理由並びに監査報告が終わりました。

以上14議案の個別質疑については、決算特別委員会で行いますが、総括的な質疑がございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、日程第11、議案第79号、令和4年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第24、議案第92号、令和4年度江府町下水道等事業会計歳入歳出決算認定についてまで、以上14議案の質疑は終了します。

暫時この場で休憩します。

（岡田代表監査委員退席）

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

日程第25 特別委員会の設置及び付託について

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

日程第25、特別委員会の設置及び付託について。

おはかりいたします。

議長発議として、令和4年度決算認定議案の14件は、特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって決算審議は、特別委員会を設置して付託

審査することに決しました。

続いて、議長発議として各特別委員会の名称並びに委員の構成は、江府町議会委員会条例第5条の規定により、一般会計決算特別委員会とし5名、特別会計決算特別委員会とし4名をもって、それぞれの特別委員会を設置し、以上の委員数で構成することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の設置並びに委員の構成は、議長発議のとおり決しました。

おはかりいたします。

各特別委員会の委員の指名は、江府町議会委員会条例第6条の2の規定により、議長において指名することとし、一般会計決算特別委員会委員には、長岡邦一議員、三輪英男議員、川端登志一議員、阿部朝親議員、加藤周二議員の5名。特別会計決算特別委員会委員には、川端雄勇議員、森田哲也議員、芦立喜男議員、三好晋也の4名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、所属委員は、議長指名のとおり決しました。

では、ここで暫時休憩とし、その間に各特別委員会では直ちに正副委員長を互選し、議長まで報告をいただきたい。

暫時この場で休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

では、各特別委員会より報告のあった正副委員長を公表いたします。

一般会計決算特別委員会委員長 川端登志一議員、副委員長 加藤周二議員。特別会計決算特別委員会委員長 森田哲也議員、副委員長 芦立喜男議員の以上であります。

各委員会に付託する議案は、次のとおりであり会期中の審査とし付託いたします。

一般会計決算特別委員会は、議案第80号を、特別会計決算特別委員会は、議案第79号、議案第81号から92号までの13件を、それぞれの委員会に付託するので、会期中に結果の報告を求めます。

日程第 2 6 議案第 9 3 号 から 日程第 3 0 議案第 9 7 号

○議長（三好 晋也君） 続きまして、日程第 2 6、議案第 9 3 号、江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の制定についてから、日程第 3 0、議案第 9 7 号、江府町特別医療費助成条例の一部改正についての以上 5 件を議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 9 3 号でございます。江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の制定についてでございます。

本案は、江府町手数料徴収条例の特例に関する条例を新たに制定するため地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。

続きまして、議案第 9 4 号でございます。佐川地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。本案は、佐川地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を新たに制定するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。

続きまして、9 5 号でございます。江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、パートタイム会計年度任用職員の任用について条例の一部を改正するため地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。

続きまして、議案第 9 6 号でございます。江府町印鑑条例の一部改正についてでございます。本案は、江府町印鑑条例の一部改正を改正するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。

続きまして、議案第 9 7 号でございます。江府町特別医療費助成条例の一部改正についてでございます。本案は、江府町特別医療費助成条例の一部を改正するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。

以上、議案第 9 3 号から 9 7 号までの 5 議案の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼します、議案第 9 3 号について説明させていただきます。

こちらのほう本会議資料のほうをご覧くださいければと思います。また併せて議案綴りかがみを 1

枚おはぐりいただきましたページに新しく制定します条例の全文を付けておりますので、こちらと併せてご覧いただければと思います。今回、新たに特例条例の制定につきましては、マイナンバーカードにつきましてコンビニ交付のサービスが開始できるようにするための条例制定でございます。本町では、10月の2日からマイナンバーカードを利用しましたコンビニでの証明書の発行、住民票及び印鑑登録証明書でございますが、こちらについて江府町内にありますコンビニエンスストアでも出来ますが、こちらのほうでコンビニ交付が出来るようにさせてもらえればというものでございます。それに伴いまして、コンビニ交付、通常住民票ですとか印鑑証明の発行は、1件当たり本庁舎ですと300円かかるんですけども、今回は時限立法といいますか、令和6年3月31日までの期間を区切りまして1件当たり100円で交付出来るような設定にさせていただければと思っております。このような政策的な単価にしまして利用促進を図りたいというものでございます。ご利用方法につきましてはマイナンバーカードをコンビニエンスストアに持参していただきまして、多機能端末機といいますか、こちらのほう江府町内にも設置してありますが、こちらのほうを操作していただき行政サービスを選択していただき必要事項を入力されると証明書が発行するものでございます。料金も当然こちらのほうでお支払いいただくということになります。サービス利用開始の予定は10月2日月曜日からでございます。ご利用時間は午前6時30分から午後11時まででございます。土日祝日でも発行が可能となっております。但し、年末年始、メンテナンスなどは除きます。発行できる証明書は先程申し上げたとおりでございます。またこの2種類しかできないですけども、いずれはもう少し拡大出来ればとは検討しております。この他にも全国のこの多機能端末が設置、恐らくほとんどのコンビニエンスストアでは設置されていると思いますが、全国のコンビニエンスストアでこのような証明書の発行が出来るようになります。今回の料金設定にあたりましては、本会議資料のほうに近隣市町村、県内の状況を付けております。既に先行する自治体では、サービスをする提供している自治体も多数ありますが、それぞれここは割引料金を記載しております。手数料そのものが米子市などは350円という設定にしておりまして、150円割引という設定で200円で交付出来るように米子市はされております。本町としては、200円というかなりお安くさせていただくようなキャンペーン期間といいますか、こういう形でさせていただくものでございます。このために特例条例ということで期限を区切った形で条例を新たに制定させていただいているものでございます。以上でございます。

失礼します、続きまして、議案第94号、佐川地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について説明させていただきます。こちらにつきましては、議案綴りのほうのかがみの次

のページをご覧ください。こちらにも新たな条例全文を掲載させていただいております。こちらにつきましては、現在、移住促進住宅の隣で計画しております佐川地域交流拠点施設の設置及び管理についての必要な事項を定めるために制定させていただいていくものでございます。施設の名称及び位置につきましては、佐川地域交流拠点施設。位置につきましては、江府町佐川870番地でございます。こちらにつきましては、指定管理者を指定しまして維持管理運営にあたっていただく予定としていますが、今回はPFI事業を使用しました事業でございますので、第5条の3項に指定管理者の候補の選定にあたっては指定管理規則に規定する方法と同程度の公平性を保つことができる。町長が認めた場合に限り、別に定める方法による。選定することが出来るとしておりまして、既にこの事業につきましては、先程の基本契約等の契約締結でもご説明させていただきましたとおり、既に事業者がPFI事業DBO方式ですけれども、プロポーザル等しまして、事業者が選定されております。ということでございまして、この一文を設けさせていただいております。第6条につきましては、開館時間及び休館日。こちらにつきましては、特に定めは設けないものとさせていただいております。それぞれ個々の事業者がテナントごとに定めることが出来るものとしております。施設使用料につきましては、第7条、次のページにかぶっておりますが、テナント施設の使用料としましては、ひと月辺り1平米500円を設定させていただいております。駐車場の使用料については無料とさせていただいております。そのほか、指定管理者の方が各テナントで例えば転貸、いろいろ他のことに使わせた場合には、無料については、自ら事業者の収入とすることができる。指定管理者の制度にならったものになっております。条例としております。そのほか、施設使用料も減免規定を設けておりまして、必要に応じて減免が必要な場合には、減免が出来るような規定を設けております。その他は、第9条は、模様替えですとか、施設の転貸についての事業でございまして、こちらは、通常の当然、何か施設をかまうときには当然許可を得てやるものというものを設けております。この条例につきましては、今回、議決いただけましたら公布の日から施行する予定にしております。簡単ですが以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 議案第95号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。議案綴りでご説明させていただきます。まず、条例改正の目的ですけれども、パートタイム任用の会計年度任用職員につきましては、現在、任用形態によって給与の計算がまちまちとなっております。これを今、就業管理システムというものを使用しまして手続きを行っておりますが、大変煩雑になっておりますので、これを全員同じ期間として事務の簡素化を図りたいというものでございます。1枚めくっていただき、新旧対照表

をご覧ください。第24条です、右側改正前、月額による場合と日額による場合のそれぞれの計算期間を規定しております。これを左側の改正後で全ての計算期間を月の初日から末日までということに改正をいたします。これを適用した場合に、日額又は時間給で働いていただきます該当者の新規任用、この初月に給与が支払われないという状況が起きてきますので、改正後のところの但しという以下でこの場合は例外が出来ますよということで例外規定を設けております。附則といたしまして、施行日を令和5年10月1日とするものでございます。議案第95号の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします、議案第96号、江府町印鑑条例の一部改正について説明させていただきます。こちらにつきましては、議案綴りのほうのかがみの次のページをご覧くださいだけだと思います。こちらにつきましては、先程の手数料条例の特例条例と同様につきましてコンビニ交付に伴うものでございます。先程、申しあげましたコンビニでの多機能端末を利用して印鑑登録証明書が交付出来るように条例の定めを設けたものでございます。こちらにつきましては、施行日は10月1日から施行させていただければというものでございます。ほかは、改正分を新旧対照表を付けておりますのでご覧いただければと思います。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 続いて。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします、議案第97号、江府町特別医療費助成条例の一部改正について説明させていただきます。こちらにつきましては、本会議資料の3ページ目と議案綴りかがみをおはぐりいただきまして、新旧対照表を付けておりますので、併せてご覧いただければと思います。まず、本会議資料のほうをご覧ください。今回の一部改正につきましては、特別医療費助成制度そのものが鳥取県と鳥取県内市町村が共同で取り組んでいる事業でございます、新聞報道でありましたとおり小児医療を完全無料化するものでございます。現在は、入院1,200円、通院530円1日当たりかかっておりましたが、これを令和6年4月からは完全に無料化するものでございます。助成対象者は18歳に達する、高校生までというものでございます。これらは、県内市町村も同様に取り組むようなものでございまして、現在、そのために調整しているものでございます。条例改正につきましては、これに伴います新旧対照表を付けておりますのでご覧いただければと思います。簡単ですが以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 日程第26、議案第93号、江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の制定について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第 27、議案第 94 号、佐川地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第 28、議案第 95 号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第 29、議案第 96 号、江府町印鑑条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第 30、議案第 97 号、江府町特別医療費助成条例の一部改正について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第 31 議案第 98 号

○議長（三好 晋也君） 続いて、日程第 31、議案第 98 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 98 号でございます。辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございます。本案は、江府町御机・下蚊屋辺地及び江府町吉原・大河原辺地における公共的施設の総合整備計画を変更するものであり、このたび県との協議が終了いたしましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を得たく提案いたします。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明させますので、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します、議案第 98 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画

の変更についてをご説明いたします。議案綴りをご覧ください。こちらは、ご承知いただいておりますとおり、江府町には2つの辺地と呼ばれる地域が指定されておまして、3年間の計画をご承認いただき事業を進めてまいります。その中で、今年度その一部を変更と新規が1件です。本計画は事業実施におきます財源措置として、辺地債というものの充当することが可能になります。1枚めくっていただきますと、具体的な事業計画を載せております。まず、御机・下蚊屋辺地、下蚊屋地区におきまして、広域農道の舗装修繕を行うために計画に新設するものでございます。事業費財源は以下のとおりです。次のページをご覧ください、吉原・大河原辺地、吉原地区におきまして、処理場流量記録針更新事業、こちらを実施するものでこちらを実施するもので追加としております。事業費財源は以下の通りです。議案第98号の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 日程第31、議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第32 議案第99号

○議長（三好 晋也君） 続きまして、日程第32、議案第99号、佐川地域交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第117条の規定によって、川端雄勇君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

（川端雄勇議員 退場）

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第99号でございます。佐川地域交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、佐川地域交流拠点施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項及び江府町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条

例第3条の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては担当から説明させますので、お聴き取りの上ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 議案第99号について説明させていただきます。議案綴りにありますかがみを議案99号の次のページをご覧くださいと思います。施設の名称、佐川地域交流拠点施設、施設の所在地、鳥取県日野郡江府町大字佐川870番地。指定管理者となる事業者の名称、鳥取県日野郡江府町大字小江尾651番地5、株式会社PPP プログレス江府2023、代表取締役 阿河尚也。指定管理期間、当該施設完工後の引き渡し日から令和34年8月31日まででございます。こちらの指定管理者の事業者は先程基本契約等、議決の在りましたとおり、そこの厚生事業者がSPC 特定目的会社を構成しました会社でございます。江府町内に法人登記を既にされていらっしゃる事業者でございます。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 日程第32、議案第99号、佐川地域交流拠点施設に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

.....
(川端雄勇議員着席)
.....

午前11時13分再開

.....
日程第33 議案第100号 から 日程第44 議案第111号

○議長（三好 晋也君） 再開します。

続いて、日程第33、議案第100号、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号）から、日程第44、議案第111号、令和5年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）までの12議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第100号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号）でございます。本案は、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,035万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億6,589万2,000円といたすものでございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第101号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）でございます。本案は、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,691万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,347万5,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第102号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5,173万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,899万6,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第103号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ9,807万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,323万7,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第104号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第1号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ340万6,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第105号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,803万1,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第106号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ105万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,632万5,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第107号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計

補正予算（第2号）でございます。本案は、既定の予算総額2,515万8,000円の範囲内で歳出予算の組み替えを行うものでございます。

続きまして、議案第108号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ190万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ584万7,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第109号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ5万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ153万3,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第110号でございます。令和5年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。本案は、収益的収支につきまして、水道事業収益に125万9,000円、水道事業費用に714万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ水道事業収益7,886万7,000円、水道事業費用1億2,737万7,000円に、また、資本的支出につきまして資本的収入に3,607万3,000円、資本的支出に3,104万5,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ資本的収入1億4,370万6,000円、資本的支出1億5,173万6,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第111号でございます。令和5年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）でございます。本案は、収益的収支につきまして、下水道事業収益に196万4,000円、下水道事業費用に194万4,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ下水道事業収益1億5,801万8,000円、下水道事業費用1億6,893万7,000円に。また、資本的収支につきまして資本的収入、資本的支出いずれも2,499万8,000円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ資本的収入1億3,262万7,000円、資本的支出1億7,525万1,000円といたすものでございます。以上、一般会計、特別会計、公営企業会計補正予算12議案につきましては、地方自治法第96条第1項、第2号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当からご説明させていただきますので、お聴き取りの上ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第100号についてご説明をいたします。資料は、議案綴りと別に配付しております、本会議資料をご覧になっていただきたいと思います。まず、

本会議資料をご覧ください。ちょっと先般、数字が分かりにくいというご意見を財政担当のほうにいただきましたので少し工夫をしております。歳入歳出それぞれ2億2,035万5,000円を追加する一般会計補正予算の概要でございます。歳入歳出とも議決事項であります、項までの補正額を予算書の1ページから3ページをそのまま転記をここにしております。説明欄には歳入については全ての項目、歳出については主な事業を挙げさせていただいております。まず、歳入です。主なものや新しく出てきたもの等についてご説明をいたします。地方交付税3,009万円、地方交付税です。分担金、情報通信工事分担金243万1,000円です。これ後程、歳出のほうで説明させていただきます。国庫補助金の内、地方創生推進交付金365万円、こちらは推進計画の変更が認められたものです。続いて、寄付金です、図書購入寄付金ですが、町外にお住いの個人の方から図書費としてご寄付をいただいておりますので歳入に計上いたしました。財政調整基金繰入金の減額ですが、下にもあります協議を挙げております町債の見込み等今回計上いたしましたため、当初の予定より減額をしております。またその下、ふるさと応援基金から2,521万円を繰り入れます。繰越金については決算に伴いまして、数字が明らかになってまいりましたので、一般財源といたしまして、1億9,656万5,000円を計上させていただきます。雑入の内、高齢者の保険と介護予防の一体的実施委託金です。すみません、ここに保険の険の字が健康の健ですのですすみません、修正をお願いします。こちらにつきましては、後期高齢者医療広域連合からの委託によりまして、介護予防保険事業など高齢者の健康施策を一体的に実施するものでございます。一番下の町債ですが、先程少し触れました協議を挙げておりますものを計上しております。すでにこれまでの補正で歳出予算を計上しているものも含んでおります。続いて、歳出についてです。かいつまんで説明をさせていただきたいと思っております。総務費で総務管理費、土地購入費、現在事業進行中の佐川地区の上側のほうに新たな2件について購入を進めるものでございます。501万8,000円です。情報通信設備工事費ですが、こちらは一般企業の方がIRU設備の無い箇所に新たにケーブルを引いて事業を進められたいということでありまして、この工事費になります。経費は分担金として納入いただくこととなります。次に、せせらぎ公園水源再生等土中診断、それから貝田の水車の再生です。これらは、人と地球の健康プラネタリーヘルスアクション推進の一環として行うものでございます。ふるさと応援基金を充当しております。次に地方推進交付金事業費740万円です。これは、旧庁舎の跡地の利用にあたりまして、ボーリング調査の結果を出さないといけないことになりました。これが620万円です。それと、既に認定されておりました製粉機の購入、こちらは商工会が事業を推進していかれるものですが、商品も、商品を拡充するにあたりまして危機の変更が必要になったというこ

とで、この増額分120万円です。これらの申請が認められましたので、今回増額するものでございます。次に、民生費、社会福祉費の内、特別医療システム改修委託料です。こちらは先程条例改正について説明をいたしました。来年度から18歳未満の医療費負担割合変更のために必要なシステム改修費となります。18歳以下です。次に、生活困窮者エアコン等光熱水費助成金です、県と町が2分の1ずつを負担しまして、対象となる世帯、1世帯当たり1万7,000円20世帯に助成をするものでございます。次に、児童福祉費です。先程の行政報告のほうで町長詳しく申し上げておりますけれども、保育園らしくない保育園のコンセプト設計支援55万円を計上しております。現在、事業推進にアドバイスをいただいております外部人材の方は、9月末まではアナザーワークスとの協定により無償で来ていただいております。今後も是非継続して支援いただきたいということで、この度補正をお願いするものでございます。次に、保健衛生費です。帯状疱疹ワクチン接種612万円です。こちらについては、今年度当初から開始しておりました帯状疱疹ワクチン接種につきまして、希望者に補助しているものでございますが、想定を遥かに超えるご希望をいただいております。当初20人で積算しておりましたが、5月から7月の3カ月に126人という実績となっております。最終的な申請見込みを200人として今回計上するものでございます。またこれまで自前で接種管理をしておりましたが、予防接種台帳システムに追加する経費も挙げております。次のページになります、農業費、畜産経営緊急救済事業費補助金177万8,000円です。こちらは、飼料代高騰による経営支援を行うもので、これまでの酪農家に加えまして和牛飼育についても支援を拡大するものでございます。次は林業費です。林業費、森林整備効率化機械導入補助62万7,000円です。こちらは、スマート林業の実践ということで事業体が高性能な機械を導入されるために補助金を追加するものでございます。森林環境譲与税を充当しております。続きまして、商工費です。神奈川地区交流拠点施設整備1,448万円です。こちらは当初、賃貸オフィスを1か所ということで計画をしておりましたが2か所に変更しましたので、これに伴いまして必要となった備品の購入費。また、課題となっております駐車場、こちらを整備いたしますために用地購入設計工事等の費用をお願いするものでございます。次の木谷沢遊歩道整備それから遊歩道、こちらは遊歩道の階段などの修繕についてワークショップを兼ねまして作業を行うための原材料費でございます。その上の看板設置委託につきましては、自然保護の観点から木谷沢入り口に看板を設置する経費でございます。次の道路橋梁費は町道県道維持修繕工事に係る経費です。消防費29万1,000円の内、防災士養成講習助成ということで5万5,000円挙げさせていただいております。今年度当初各集落に1名の防災士ということで何年か掛けてこれを養成していこうという計画を立てました。希望者を募っ

ておまして、今回4名の方ご希望がありましたので受講をいただくことにしております。次の教育費です。義務教育学校費、江府学園の生徒をニュージーランドへ派遣するための旅費でございます。昨今の物価高騰等によりまして、当初の見込みから不足してまいりましたので、この度計上しております。次に、社会教育費の図書購入費50万円です。こちらはご寄付をいただいたものを図書購入費として増額するものでございます。ふるさと教育支援員報償費です。こちらについては、塾の運営について7月に講師が1名、急に退職をいたしましたために、町内の元学校の先生方にご指導をお願いしております。組み替えによりまして、報償費を増額するものでございます。災害普及費、農林水産業施設災害復旧133万円です。先般の台風7号によりしておりますが、こちらの一般的にこれから台風等が発生することがありますので被害を受けた農地又は農業用施設の復旧に対しまして補助をするものでございます。対象事業費の上限40万円、補助率3分の2で5件を見込んでおります。諸支出金、ふるさと応援基金費、ふるさと応援基金積立金5,011万6,000円、こちらはふるさと納税寄付金を積み立てるものでございます。予備費として4,553万4,000円を計上させていただいております。次に議案綴りをご覧ください。4ページ第2表地方債の補正についてでございます。過疎対策事業等2件につきまして、限度額4億780万円を5億9,545万4,000円に増額するものでございます。議案第100号の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼します。議案第101号、令和5年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の概要について説明させていただきます。こちらのほうは、本会議資料、先程の一般会計の続きのページをご覧くださいければと思います。併せて、議案書のほうに予算書を付けておりますので並行して見ていただければと思います。今回の補正額は3,691万8,000円を増額するものですが、まず、歳入につきましては、交付金の増額2,276万7,000円。決算見込みに伴います繰越金1,415万1,000円の増額でございます。歳出につきましては、高額療養費2,222万円です。大変申し訳ございません、間違えました。高額療養費の増額でございます。こちらにつきましては、高額療養費の支給見込みに伴いまして今年度分を算定しまして増額させていただくものでございます。保健事業費の増額55万7,000円は、みなし検診等の役務費としまして郵送代とかそういったものの補正と、あと委託料としまして53万8,000円は糖尿病予防の事業の委託についてでございます。その他は予備費に計上しております。

続きまして、議案第102号、1枚本会議資料をおはぐりいただければと思います。令和5年

度国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）の概要についてでございます。今回の補正額は、5,173万1,000円の増額補正でございます。歳入につきましては、決算見込みに伴います、前年度繰越金5,173万1,000円でございます。歳出につきましては、施設管理費としまして205万2,000円でございます。この内、委託料につきましては、事務員それから心の健康相談員として従来は人件費等に組んでおりましたが、委託に組み替えるものがございます。その他、消費税、不足分を支払うもの25万2,000円でございます。その他は、基金費としまして財政調整基金積立金に4,600万円を基金積立させていただければと思います。現在の国保の基金残高が1億1,000万円ですが、1億5,000万相当に基金造成を考えております。その他、予備費としまして367万9,000円でございます。

続きまして、議案第103号、令和5年度介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の概要について説明させていただきます。こちらにつきましては、補正額9,807万6,000円の増額補正でございます。内訳につきましては、歳入はこちらも前年度の決算見込みに伴います繰越金9,807万6,000円の増額でございます。歳出につきましては、それぞれ決算見込みに伴いまして、国等へ介護給付費のほうを返還するもの1,987万3,000円とそれぞれの負担割合が決まっておりますので、町にお返しするものとして一般会計繰出金として741万7,000円でございます。そのほか予備費としまして7,078万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、下段の議案第104号、令和5年度介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第1号）の概要について説明させていただきます。今回は補正額13万円の増額補正でございます。こちらにつきましても前年度の決算見込みに伴いまして、繰越金13万円を歳入として増額補正させていただいております。こちらにつきましては、予備費に13万円を予算計上させていただいております。

本会議資料をおはぐりいただきまして、議案第105号、令和5年度介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）の概要について説明させていただきます。こちらにつきましては、補正額148万5,000円の増額補正でございます。まず、歳入につきましては、一般会計からの繰入金148万5,000円でございます。歳出につきましては、施設備品購入費148万5,000円ですが、こちらにつきましては、介護老人保健施設あやめの利用者の方の食材を保管するための冷蔵庫、こちらが18年経過しておりまして、いつ壊れてもおかしくないような状況となっております。新たに購入させていただくものがございます。新たにといえますか、更新させていただくものがございます。

続きまして、議案第106号、令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要について説明させていただきます。こちらにつきましては、補正額105万8,000円の増額補正でございます。まず、歳入ですが、事務費繰入金4万6,000円。こちらも前年度決算見込みに伴います繰越金100万と1万2,000円の増額補正でございます。内訳につきましては、検診等の郵送代等の通信運搬費4万6,000円と、こちらのほうは国県等をお返しする24万円の還付金でございます。そのほかは、77万2,000円を予備費に計上させていただいております。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） すみません、議案第107号、索道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。こちらにつきましては、歳出の組み替えをさせていただいております。奥大山自然塾が開塾以降、エバーランドの周辺利活用が進んでおります。必要な修繕料ですとか、使用料等につきまして、備品購入後の不用額を組み替えて充当させていただくものでございます。詳細につきましては、5ページの歳出のところをご覧くださいと思います。以上です。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 続きまして、議案第108号、令和5年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。議案綴りのほうをご覧くださいと思います。1枚おはぐりください、第1表、歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございますが、款、財産収入、項、財産運用収入のほうで2,000円の補正でございます。補正後の額が7,000円、これは財産区の基金の利子でございます。続きまして、項の10、財産売払収入でございますが、224万4,000円の増額で、補正後は254万4,000円となっております。こちらにつきましては、国土交通省のほうで実施します、御机3号砂防堰堤の用地買収費等を見込んでおるものでございます。続きまして、90、繰入金でございます。項、基金繰入金につきましては、50万円の減額で補正後の額が30万円でございます。それから、95、繰越金でございます。こちらにつきましては、実績に基づきまして15万6,000円の増額で補正後の額が49万6,000円となっております。歳入の補正額合計190万2,000円、補正後の額が584万7,000円でございます。下段の次ページ歳出でございます。款5の財産管理会費、項5、財産区管理会費につきましては、187万5,000円の増額補正をしております。補正後の額が572万8,000円でございます。こちらにつきましては、歳入のところでご説明いたしました、御机3号砂防堰堤の用地買収に係ります使用権付与地、集落への土地代補償費等の支払いに充てるものでございます。それから、90、予備費で

ございますけれども、2万7,000円の増額をさせていただきますして、補正後の額が11万9,000円。歳出のほうの補正総額も190万2,000円。補正後の額が584万7,000円といたすものでございます。次ページ以降事項別明細書のほう付けておりますので、そちらのほうで内容のご確認をいただければというふうに思います。米沢財産区特別会計につきましては、以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 松井局長。

○議会事務局長（松井 英樹君） 議案第109号、令和5年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第1号）であります。この度の補正につきましては、歳入歳出からそれぞれ5万3,000円の減額であります。議案綴りをご覧ください、1ページ2ページのほうに歳入歳出それぞれ内訳のほうを計上しております。まず、歳入ですが、繰越金につきまして規定の57万9,000円から5万3,000円の減額、残りは52万6,000円ということになります。従いまして、歳入合計額153万3,000円ということになります。続いて、歳出の内訳です。歳出につきましては、5万3,000円全額を予備費から減額というふうに計上しております。52万9,000円から5万3,000円減額いたしまして47万6,000円。歳出合計、歳入合計と同様の153万3,000円ということになります。以降のページにつきましても事項別明細書を掲載しておりますので、またご覧いただきたいと思います。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 続きまして、議案第110号、令和5年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。議案綴りのほうをご覧ください、第2条をご覧ください、第2条をご覧ください。まず、収益的収入及び支出の補正についてご説明を申し上げます。第1款、水道事業収益につきましては、既定額に125万9,000円を増額補正いたしまして、補正後の額が7,886万7,000円でございます。内容としましては、第2項の営業外収益でございます。125万9,000円を増額いたしまして、補正後の額が3,537万7,000円となっております。続きまして、支出でございます、第1款、水道事業費用につきましては、714万円を増額させていただきますして、補正後の額1億2,737万7,000円でございます。内容としましては、第1項、営業費用でございます。714万円を増額させていただきますして、補正後の額1億2,055万4,000円とするものでございます。続きまして、第3条、下がっていただきますして、資本的収入及び支出の補正でございます。こちらにつきましては、まず、収入でございますが、第1款の資本的収入につきまして3,607万3,000円を増額補正させていただきますして、補正後の額1億4,370万6,

000円といたすものです。内容としましては、第1項の企業債でございますが、3,607万3,000円を増額させていただきまして、補正後の額8,807万3,000円といたすものでございます。支出でございます、第1款、資本的支出につきまして、3,104万5,000円を増額させていただきまして、補正後の額1億5,173万6,000円といたすものでございます。内容といたしましては、第1項、建設改良債でございます。3,104万5,000円増額させていただきまして、補正後の額8,704万5,000円といたすものでございます。続きまして、第4条の企業債でございます、こちらにつきましては、借入限度額を記載しているところでございますけれども、簡易水道事業の項中、2,860万を5,960万に。同表、過疎対策事業270万を777万3,000円に改めるものでございます。それから、第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費についての記載でございます。予算第8条第1項第1号中493万6,000円を682万9,000円に改めるものでございます。こちらにつきましては、職員の給与でございますが、人事異動に伴う補正でございます。恐れ入りますが、12ページをおはぐりいただけますでしょうか。一番最後のページになります。簡易水道の一番最後のページになります。よろしいでしょうか。詳細について、もう少しご説明をさせていただければというふうに思います。令和5年度江府町簡易水道事業会計予算明細書というページでございます。まず、収入の部でございます。簡易水道事業収益の営業外収益、他会計負担金で補正予定額125万9,000円でございます。こちらについては、人件費増に伴います一般会計からの負担金でございます。続きまして、資本的収入でございます。企業債、建設改良債ということで3,607万3,000円を増額させていただいております。内容につきましては、建設改良債ということで、大河原地区の水道管布設替え工事増工等4件を記載させていただいております。ご覧いただければと思います。続きまして、下段の支出のほうでございます。まず、簡易水道事業費用でございます。714万円の増額でございますが、内訳といたしまして、原水及び浄水費のほうで133万8,000円を増額させていただいております。内容につきましては、まず、委託料として21万円の減、これは、原水の水質検査の入札に伴う減額でございます。それから、調査費でございますが、154万8,000円の増額でございます。こちらにつきましては、深山口の水源の試掘に係る費用の増額でございます。続きまして、配水及び給水費でございます。524万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては、職員の人件費の増額に伴うものと、あとは委託料でございますが、△で42万4,000円としております。こちらは、浄水の水質検査の入札減に伴う減額でございます。あと修繕費でございますが、377万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、柿原の減圧弁の取り換えそれから宮市の

配水池の水系の修繕ということで計上させていただいているものでございます。それから、総係費につきましては56万円の増額でございます。こちらにつきましては、職員の水道技術管理者の資格取得のための旅費、それから研修を受けるための負担金ということでそれぞれ2万7,000円と26万円を計上しております。それから、印刷製本費の27万3,000円につきましてはインボイス対応のロール紙を購入するための経費でございます。それから、続きまして、資本的支出でございます。こちらにつきましては、建設改良債、配水管整備改良費ということで3,104万5,000円の増額をさせていただいているところでございます。内訳としましては、工事費といたしまして、大河原地区の水道管布設替え工事道路舗装による増が2,500万、それから同じく水道管の布設替工事増工変更に伴う増額ということで604万5,000円を計上させていただいているものでございます。あと、キャッシュフロー、給与明細、貸借対照表、損益計算書につきましては、ご覧をいただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

続きまして、続けていきます。議案第111号でございます。令和5年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。引き続き、議案綴りのほうをご覧いただければと思います。第2条といたしまして、収益的収入及び支出の補正ということで記載をさせていただいております。まず、収入でございますが、第1款、下水道事業収益につきまして、196万4,000円の増額補正、補正後の額が1億5,801万8,000円でございます。内容としましては、第1項の営業収益でございます。196万4,000円を増額補正させていただきまして、補正後の額が4,266万5,000円でございます。支出のほうでございます、こちらにつきましては、第1款、下水道事業費用につきまして、194万4,000円を増額補正させていただきまして、補正後の額が1億6,893万7,000円でございます。内容としましては、第1項の営業費用でございますが、147万9,000円の増額で1億5,149万2,000円、第2項の営業外費用につきまして、46万5,000円の増額で1,714万5,000円となっているところでございます。続きまして、第3条でございます。資本的収入及び支出の補正になります。まず、収入でございますが、第1款、資本的収入につきまして、2,499万8,000円のマイナス補正でございます。補正後の額が1億3,262万7,000円でございます。内容につきましては、第1項の企業債がマイナスで1,410万円、補正後の額が6,920万円でございます。第2項の出資金につきましては、110万2,000円の増額でございます、補正後の額が5,042万7,000円でございます。第3項の補助金につきましては、1,200万円の減額補正で補正後の額が1,300万円でございます。下

段の支出でございます、第1款、資本的支出につきまして、マイナスの2,499万8,000円を補正させていただきまして補正後の額が1億7,425万1,000円でございます。内容としまして、第1項の建設改良費について2,289万8,000円の減額補正、補正後の額が3,466万3,000円でございます。第2項の企業債償還金につきましては、210万円の減額補正、補正後の額が1億3,958万8,000円でございます。続きまして、第4条の企業債、借入限度額の部分でございますが、予算第5条の表、過疎対策事業の項中、1,400万円を800万に。同表下水道事業債の項中1,470万を870万に、同表、資本的平準化事業の項中5,400万を5,190万に改め、同表、計の項中8,330万を6,920万に改めるものでございます。それから、第6条、他会計からの補助金でございます。予算第9条中6,537万8,000円を6,734万2,000円に改めるものでございます。こちら最終ページの10ページのほうご覧いただければというふうに思います。令和5年度江府町下水道等事業会計明細書ということで記載をさせていただいております。まず、上段に収益的収入及び支出の記載がございます。収入につきましては、先程申し上げました補正額196万4,000円をさせていただきまして補助金のところ、補正後の額が6,734万2,000円ということで増額でございます。内容につきましては一般会計からの補助金でございます。続きまして、支出のほうでございます。下水道事業費用について194万4,000円の増額補正を計上しているところでございますが、内容につきましては、まず、営業費用のほうでございます。147万9,000円の増額でございますが、内容につきましては、管渠費といたしまして1万9,000円、それから処理場費といたしまして、146万円を増額させていただいているものでございます。いずれにしても維持管理費の高騰等によるものでございます。それから、営業外費用の部でございます。46万5,000円の増額補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、内容といたしましては、過年度の損益修正額ということで消費税の還付に伴う修正でございます。19万9,000円。それからその他の特別損失といたしまして26万6,000円でございますが、これにつきましては可能還付でございます。下段の資本的収入及び支出のほうをご覧いただければと思います。資本的収入についてマイナスの2,499万8,000円の補正をご説明させていただいたところでございますが、内訳につきましては、企業債で1,410万円のマイナス補正でございます。内容につきましては、建設改良債でマイナスの1,200万円。資本費平準化債のほうでマイナスの210万円でございます。建設改良費の減額につきましては補助金の交付決定額が見込みより低かったために、それに合わせて起債のほうも下げているものでございます。それから出資金でございます。こちらにつきましては、110万2,000円の

増額でございます。その下、補助金でございます。マイナスで1,200万円の減額でございますが、国庫補助金の交付決定額の減額に伴う補正でございます。下段の支出でございます、資本的支出で△で2,499万8,000円としております。内容としまして、建設改良費で2,289万8,000円の減額でございます。内容としましては、まず、管路建設改良費のほうでマイナスの2,350万9,000円としております。こちらにつきましても、補助金の交付決定の減額に伴うものでございます。その一方で処理場の建設改良費ということで61万1,000円を増額させていただいております。こちらにつきましては、汚泥のポンプを更新するための経費でございます。それから、一番最後ですが、企業債の償還金でございます。こちらにつきましては、△で210万円を補正予算で計上させていただいているところでございます。あと、説明は省略させていただいておりますが、キャッシュフローそれから貸借対照表と損益計算書につきましては、後程、お読み取りいただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

○議長（三好 晋也君） これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第33、議案第100号、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第34、議案第101号、令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第35、議案第102号、令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第36、議案第103号、令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第37、議案第104号、令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービ

ス事業勘定)補正予算(第1号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第38、議案第105号、令和5年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第39、議案第106号、令和5年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第40、議案第107号、令和5年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第41、議案第108号、令和5年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第42、議案第109号、令和5年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第43、議案第110号、令和5年度江府町簡易水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第44、議案第111号、令和5年度江府町下水道等事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第 4 5 陳情書の処理について

○議長（三好 晋也君） 続きまして、日程第 4 5、陳情書の処理についてを議題といたします。

受理した陳情書は、タブレットに配信しました陳情文書表のとおりです。

おはかりいたします。陳情第 1 0 号は、総務経済常任委員会に会期中の審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって陳情 1 件は、所管の委員会に付託することに決しました。会期中の審査をお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもって散会といたします。ご苦労様でした。

午後 0 時 0 2 分散会
